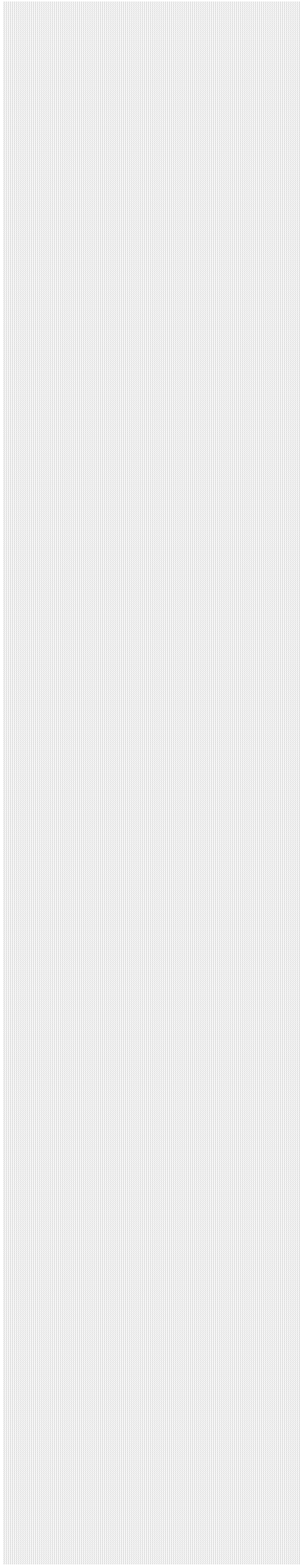


平成30年度三次市各会計予算目次

平成30年度三次市一般会計予算	3
平成30年度三次市国民健康保険特別会計予算	15
平成30年度三次市診療所特別会計予算	23
平成30年度三次市介護保険特別会計予算	29
平成30年度三次市後期高齢者医療特別会計予算	35
平成30年度三次市土地取得特別会計予算	41
平成30年度三次市下水道事業特別会計予算	47
平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計予算	55



議案第 1 号

平成 3 0 年度三次市一般会計予算

平成 3 0 年度三次市の一般会計の予算は，次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 35,770,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は，4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料，職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 3 0 年 3 月 2 日提出

三次市長 増 田 和 俊

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		6,605,278
	1 市民税	2,642,916
	2 固定資産税	3,156,131
	3 軽自動車税	187,968
	4 市たばこ税	334,123
	5 特別土地保有税	1
	6 都市計画税	278,877
	7 入湯税	5,262
2 地方譲与税		431,593
	1 地方揮発油譲与税	122,145
	2 自動車重量譲与税	309,447
	3 地方道路譲与税	1
3 利子割交付金		13,116
	1 利子割交付金	13,116
4 配当割交付金		26,199
	1 配当割交付金	26,199
5 株式等譲渡所得割交付金		24,974
	1 株式等譲渡所得割交付金	24,974
6 地方消費税交付金		1,005,707
	1 地方消費税交付金	1,005,707
7 ゴルフ場利用税交付金		8,705
	1 ゴルフ場利用税交付金	8,705
8 自動車取得税交付金		146,797
	1 自動車取得税交付金	146,797
9 地方特例交付金		28,608
	1 地方特例交付金	28,608

(単位：千円)

款	項	金 額
10 地方交付税		14,143,238
	1 地方交付税	14,143,238
11 交通安全対策特別交付金		12,708
	1 交通安全対策特別交付金	12,708
12 分担金及び負担金		394,616
	1 分担金	50,034
	2 負担金	344,582
13 使用料及び手数料		350,559
	1 使用料	272,502
	2 手数料	78,057
14 国庫支出金		2,844,896
	1 国庫負担金	2,039,363
	2 国庫補助金	785,284
	3 委託金	20,249
15 県支出金		2,503,800
	1 県負担金	1,054,569
	2 県補助金	1,336,837
	3 委託金	112,394
16 財産収入		205,598
	1 財産運用収入	133,454
	2 財産売払収入	72,144
17 寄附金		60,002
	1 寄附金	60,002
18 繰入金		1,613,400
	1 基金繰入金	1,613,400
19 繰越金		1

1 一般会計

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		276,998
	1 議会費	276,998
2 総務費		5,830,131
	1 総務管理費	5,378,245
	2 徴税費	279,034
	3 戸籍住民基本台帳費	92,757
	4 選挙費	37,944
	5 統計調査費	5,737
	6 監査委員費	36,414
3 民生費		9,633,912
	1 社会福祉費	5,421,967
	2 児童福祉費	3,580,215
	3 生活保護費	631,730
4 衛生費		2,515,580
	1 保健衛生費	1,240,731
	2 清掃費	905,298
	3 上水道費	369,551
5 労働費		199,597
	1 労働諸費	199,597
6 農林水産業費		2,483,883
	1 農業費	1,180,665
	2 耕地費	927,439
	3 林業費	375,779
7 商工費		904,753
	1 商工費	904,753
8 土木費		4,398,771

1 一般会計

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 土木管理費	292,598
	2 道路橋梁費	2,575,217
	3 河川費	67,667
	4 都市計画費	1,284,726
	5 住宅費	153,563
	6 排水路費	25,000
9 消防費		1,389,878
	1 消防費	1,389,878
10 教育費		2,397,740
	1 教育総務費	761,999
	2 小学校費	398,610
	3 中学校費	184,502
	4 幼稚園費	30,597
	5 社会教育費	490,416
	6 保健体育費	501,479
	7 学校保健費	30,137
11 災害復旧費		48,230
	1 農林水産施設災害復旧費	21,130
	2 土木施設災害復旧費	27,100
12 公債費		5,660,527
	1 公債費	5,660,527
13 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
	歳 出 合 計	35,770,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政財産の維持管理に要する経費	契約に定める期間	契約に定める額
事務機器賃借	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
電算システム賃借	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
自動体外式除細動器賃借	契約に定める期間 (7年を限度とする)	契約に定める額
市議会だより制作業務	平成30年度から 平成31年度まで	3,600千円
総務事務委託業務	平成30年度から 平成32年度まで	30,500千円
自然災害対策工事資金利子補給	平成30年度から 平成35年度まで	平成30年度融資資金に 対する利子補給額
自然災害対策工事資金貸付に係る取扱金融機関に 対する損失補償	平成30年度から 平成35年度まで	各金融機関が貸付けた額 に対して受けた損失額
広報紙制作業務	平成30年度から 平成33年度まで	37,500千円
がんばる地域支援事業	平成30年度から 平成31年度まで	5,000千円
がんばる地域・産業施設整備支援事業	平成30年度から 平成31年度まで	50,000千円
空き家購入サポート事業	平成30年度から 平成31年度まで	3,000千円
移住者住宅取得支援事業	平成30年度から 平成31年度まで	20,000千円
Uターン者住宅・店舗等改修事業	平成30年度から 平成31年度まで	5,000千円
市民バス運行委託業務	平成30年度から 平成31年度まで	47,700千円
高齢者免許返納支援事業	平成30年度から 平成32年度まで	6,000千円
市長選挙に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	7,300千円
市議会議員補欠選挙に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	7,300千円
県議会議員選挙に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	7,000千円
障害児住宅改修費等助成事業	平成30年度から 平成31年度まで	1,200千円

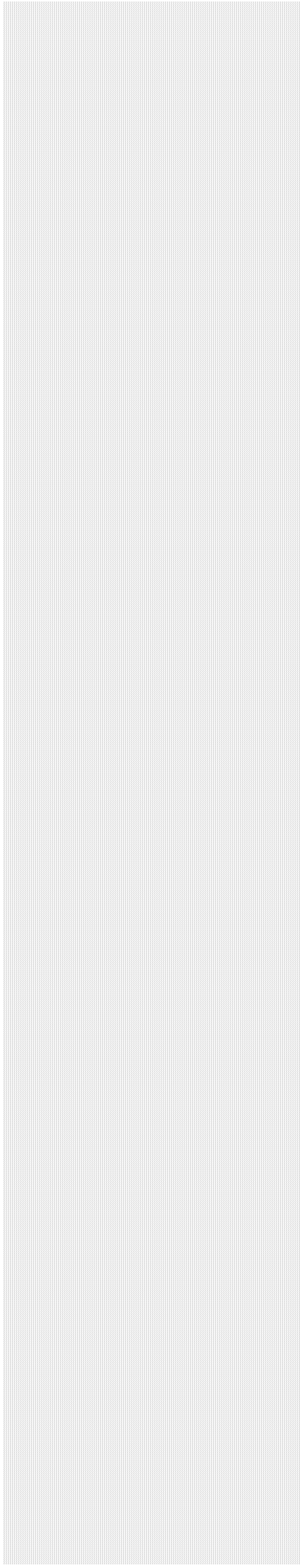
事 項	期 間	限 度 額
病児・病後児保育室寝具等賃借	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
給食配送委託業務	平成30年度から 平成31年度まで	20,400千円
スクール・通所便運行委託業務	平成30年度から 平成31年度まで	88,000千円
スクール・通所便運行委託業務(特定旅客自動車運 送事業)	平成30年度から 平成33年度まで	120,000千円
健康づくりセンター運営支援業務	平成30年度から 平成31年度まで	7,500千円
排水設備改造資金に対する利子補給	平成30年度から 平成35年度まで	平成30年度融資資金に 対する利子補給額
排水設備改造資金貸付に係る取扱金融機関に対す る損失補償	平成30年度から 平成35年度まで	各金融機関が貸し付けた 額に対して受けた損失額
廃棄物再生処理委託業務	平成30年度から 平成31年度まで	契約に定める額
農業振興資金利子補給	平成30年度から 平成39年度まで	平成30年度融資資金に 対する利子補給額
みよし産業応援事業	平成30年度から 平成31年度まで	5,000千円
商工業振興資金利子補給	平成30年度から 平成32年度まで	平成30年度融資資金に 対する利子補給額
商工業預託融資に係る広島県信用保証協会に対す る損失補償	平成30年度から 平成40年度まで	広島県信用保証協会が 債務の保証により受けた 損失額
女性活躍推進プラットフォーム事業	平成30年度から 平成31年度まで	10,000千円
観光情報発信事業	平成30年度から 平成31年度まで	11,000千円
観光宿泊者助成支援事業	平成30年度から 平成31年度まで	15,000千円
観光プロモーション事業	平成30年度から 平成31年度まで	10,000千円
外国語指導助手派遣委託業務	平成30年度から 平成31年度まで	64,500千円
教材制作委託業務	平成30年度から 平成31年度まで	5,000千円
児童生徒安全確保緊急メール委託業務	平成30年度から 平成31年度まで	600千円
市民ホール自主事業支援事業	平成30年度から 平成31年度まで	20,000千円
学校給食調理委託業務	平成30年度から 平成31年度まで	42,600千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等整備事業	20,000	普通貸借又は証券発行	年 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えをすることができる。
公共施設下水道接続事業	15,700			
地域情報化推進事業	285,300			
地域振興施設整備事業	229,900			
生涯学習施設整備事業	215,000			
過疎地域自立促進事業	466,000			
庁舎改修等事業	16,900			
児童福祉施設等整備事業	39,100			
浄化槽設置整備事業	38,900			
診療所特別会計繰出	10,900			
塵芥処理施設整備事業	81,000			
水道事業出資債	51,900			
耕地事業	40,900			
広域営農団地農道事業	33,200			
農業集落排水事業特別会計繰出	3,900			
林道整備事業	33,000			
防災対策事業	6,000			
公有林整備事業	6,700			
観光交流施設整備事業	15,300			
道路橋梁維持事業	31,400			
道路新設改良事業	1,147,300			
橋梁新設改良事業	195,900			
急傾斜地崩壊対策事業	22,000			
都市計画整備事業	35,900			
街路事業	43,600			
都市公園建設事業	162,400			
下水道事業特別会計繰出	123,300			
住宅整備事業	32,600			
消防施設等整備事業	101,000			
学校施設整備事業	56,000			
社会体育施設整備事業	37,900			
学校給食施設整備事業	14,000			
スクールバス整備事業	9,500			
現年災害農地復旧事業	4,100			
現年災害農業施設復旧事業	4,100			
現年災害林業施設復旧事業	400			
現年災害公共土木復旧事業	11,200			
現年災害単独土木復旧事業	12,000			
臨時財政対策債	985,801			

三次市国民健康保険特別会計



議案第 2 号

平成 3 0 年度三次市国民健康保険特別会計予算

平成 3 0 年度三次市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,602,707千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 3 0 年 3 月 2 日提出

三次市長 増 田 和 俊

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		873,984
	1 国民健康保険税	873,984
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 県支出金		4,140,648
	1 県補助金	4,140,647
	2 財政安定化基金交付金	1
4 財産収入		22
	1 財産運用収入	22
5 繰入金		587,054
	1 他会計繰入金	499,415
	2 基金繰入金	87,639
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		997
	1 延滞金加算金及び過料	491
	2 雑入	506
歳 入 合 計		5,602,707

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		90,720
	1 総務管理費	87,037
	2 徴税費	3,298
	3 運営協議会費	385
2 保険給付費		4,047,946
	1 療養諸費	3,568,108
	2 高額療養費	465,400
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	11,766
	5 葬祭諸費	2,670
3 国民健康保険事業費納付金		1,352,060
	1 医療給付費分	1,009,480
	2 後期高齢者支援金等分	252,835
	3 介護納付金分	89,745
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
6 保健事業費		98,363
	1 保健事業費	21,822
	2 特定健康診査等事業費	76,541
7 基金積立金		22
	1 基金積立金	22
8 諸支出金		3,429
	1 償還金及び還付加算金	3,258
	2 繰出金	171

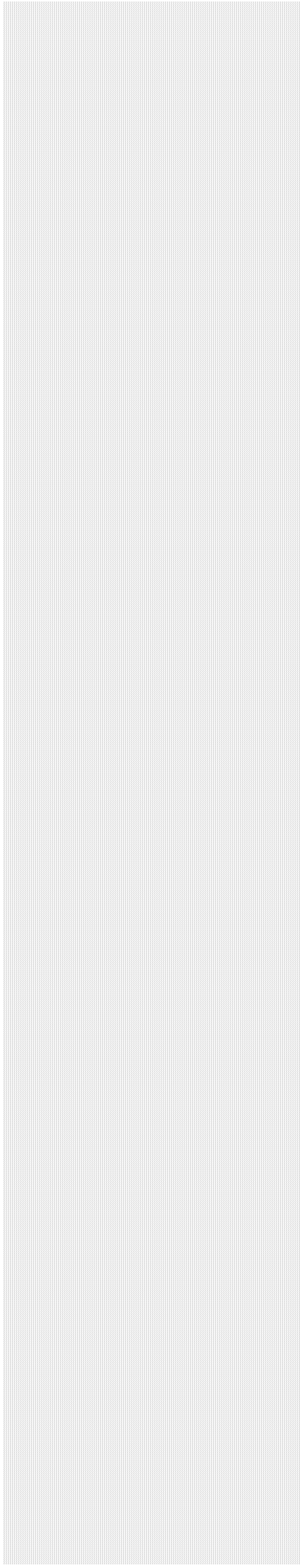
(単位：千円)

款	項	金額
9 公債費		165
	1 公債費	165
10 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		5,602,707

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政財産の維持管理に要する経費	契約に定める期間	契約に定める額
レセプト点検委託業務	平成30年度から 平成31年度まで	11,500千円

三次市診療所特別会計



議案第 3 号

平成 3 0 年度三次市診療所特別会計予算

平成 3 0 年度三次市の診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 160,208千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

平成 3 0 年 3 月 2 日提出

三次市長 増 田 和 俊

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診療収入		136,433
	1 外来収入	132,471
	2 その他の診療収入	3,962
2 使用料及び手数料		1,538
	1 手数料	1,538
3 財産収入		707
	1 財産運用収入	707
4 繰入金		21,155
	1 一般会計繰入金	10,900
	2 基金繰入金	10,084
	3 他会計繰入金	171
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		374
	1 雑入	374
歳 入 合 計		160,208

(歳 出)

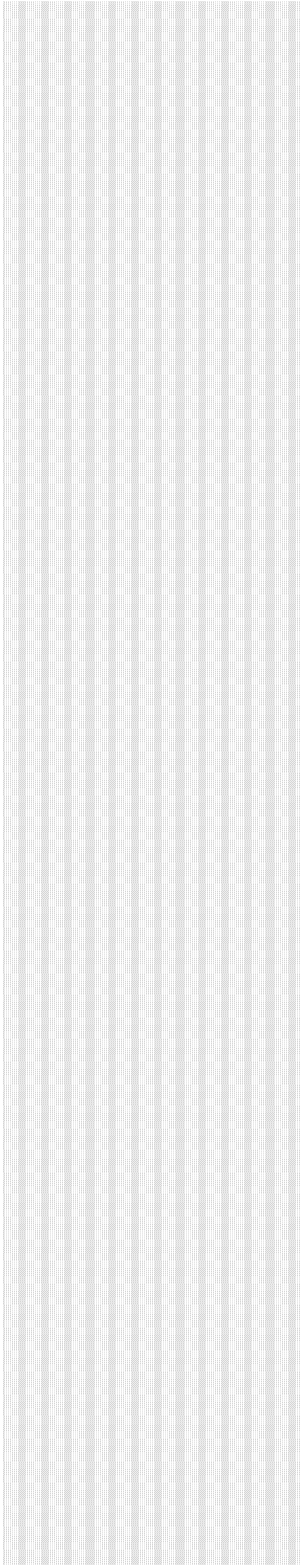
(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		107,313
	1 施設管理費	107,313
2 医業費		45,738
	1 医業費	45,738
3 公債費		5,156
	1 公債費	5,156
4 諸支出金		1
	1 償還金	1
5 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		160,208

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政財産の維持管理に要する経費	契約に定める期間	契約に定める額
事務機器賃借	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額

三次市介護保険特別会計



議案第 4 号

平成 3 0 年度三次市介護保険特別会計予算

平成 3 0 年度三次市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,013,757千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 3 0 年 3 月 2 日提出

三次市長 増 田 和 俊

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		1,352,495
	1 介護保険料	1,352,495
2 使用料及び手数料		250
	1 手数料	250
3 国庫支出金		1,821,512
	1 国庫負担金	1,147,191
	2 国庫補助金	674,321
4 支払基金交付金		1,810,897
	1 支払基金交付金	1,810,897
5 県支出金		1,001,086
	1 県負担金	935,293
	2 県補助金	65,793
6 財産収入		90
	1 財産運用収入	90
7 繰入金		1,027,401
	1 一般会計繰入金	1,027,401
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		25
	1 延滞金加算金及び過料	21
	2 雑入	4
歳 入 合 計		7,013,757

(歳 出)

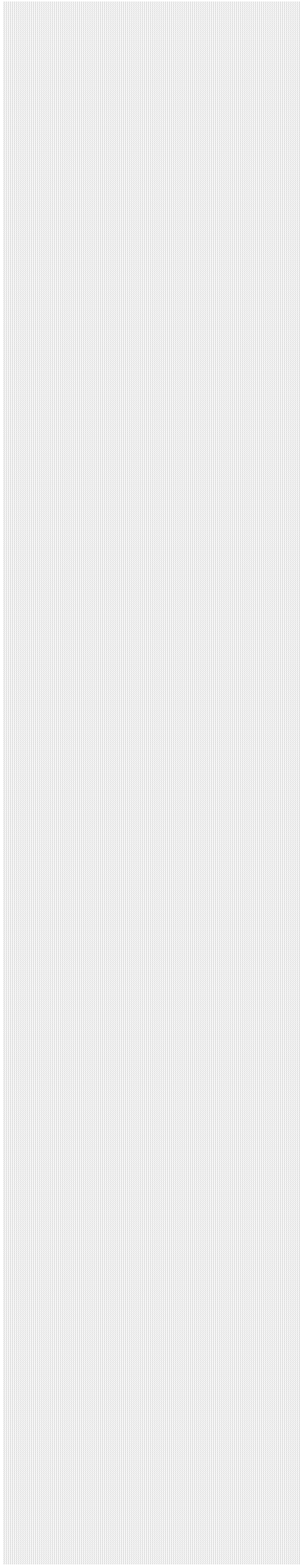
(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		139,956
	1 総務管理費	69,413
	2 徴税費	2,687
	3 介護認定審査会費	67,856
2 保険給付費		6,407,643
	1 介護サービス等諸費	5,840,406
	2 介護予防サービス等諸費	222,164
	3 高額介護サービス等費	105,952
	4 高額医療合算介護サービス等費	10,647
	5 特定入所者介護サービス等費	222,998
	6 その他諸費	5,476
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		456,257
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	235,152
	2 一般介護予防事業費	62,580
	3 包括的支援事業費	124,692
	4 任意事業費	33,045
	5 その他諸費	788
5 基金積立金		5,798
	1 基金積立金	5,798
6 諸支出金		3,102
	1 償還金及び還付加算金	3,102

(単位：千円)

款	項	金額
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	7,013,757

三次市後期高齢者医療特別会計



議案第 5 号

平成 3 0 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算

平成 3 0 年度三次市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 812,361千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 0 年 3 月 2 日提出

三次市長 増 田 和 俊

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		559,926
	1 後期高齢者医療保険料	559,926
2 国庫支出金		852
	1 国庫補助金	852
3 繰入金		250,452
	1 一般会計繰入金	250,452
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,130
	1 延滞金加算金及び過料	8
	2 償還金及び還付加算金	1,120
	3 雑入	2
歳 入 合 計		812,361

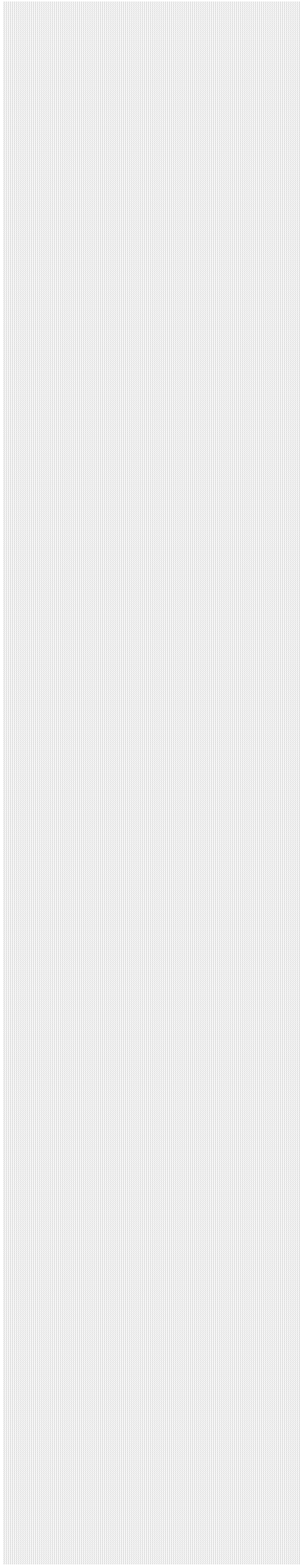
(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		4,452
	1 総務管理費	2,472
	2 徴収費	1,980
2 後期高齢者医療広域連合納付金		805,789
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	805,789
3 諸支出金		1,120
	1 償還金及び還付加算金	1,120
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		812,361

25 後期高齢者医療特別会計

三次市土地取得特別会計



議案第 6 号

平成 3 0 年度三次市土地取得特別会計予算

平成 3 0 年度三次市の土地取得特別会計の予算は，次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 722千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 0 年 3 月 2 日提出

三次市長 増 田 和 俊

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		722
	1 財産運用収入	722
歳 入	合 計	722

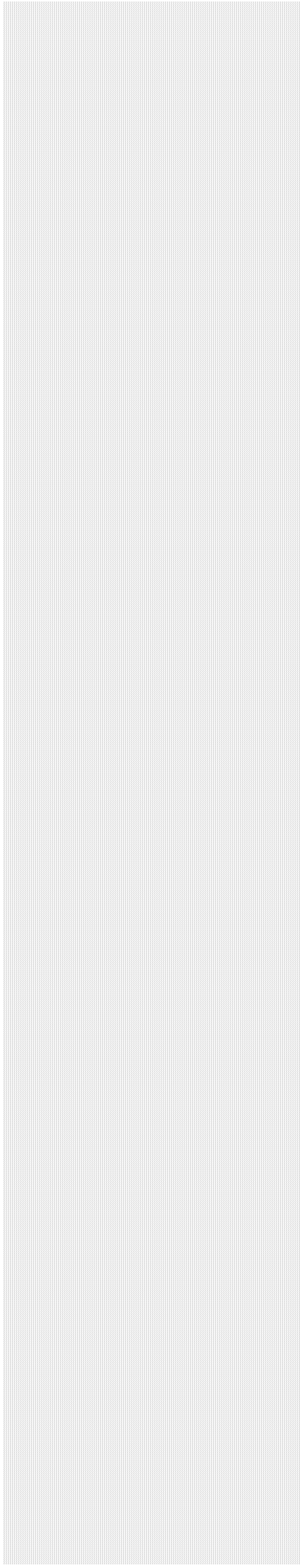
(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		722
	1 総務管理費	722
歳 出	合 計	722

27 土地取得特別会計

三次市下水道事業特別会計



議案第7号

平成30年度三次市下水道事業特別会計予算

平成30年度三次市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,879,310千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、200,000千円と定める。

平成30年3月2日提出

三次市長 増田和俊

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		83,412
	1 分担金	1
	2 負担金	83,411
2 使用料及び手数料		354,869
	1 使用料	354,558
	2 手数料	311
3 国庫支出金		226,250
	1 国庫補助金	226,250
4 財産収入		64
	1 財産運用収入	64
5 繰入金		850,367
	1 他会計繰入金	850,367
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		11,147
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雑入	11,145
8 市債		353,200
	1 市債	353,200
歳 入 合 計		1,879,310

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		139,001
	1 総務管理費	139,001
2 下水道運営費		445,068
	1 下水道運営費	445,068
3 事業費		508,286
	1 事業費	508,286
4 公債費		786,455
	1 公債費	786,455
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,879,310

31 下水道事業特別会計

第2表 債務負担行為

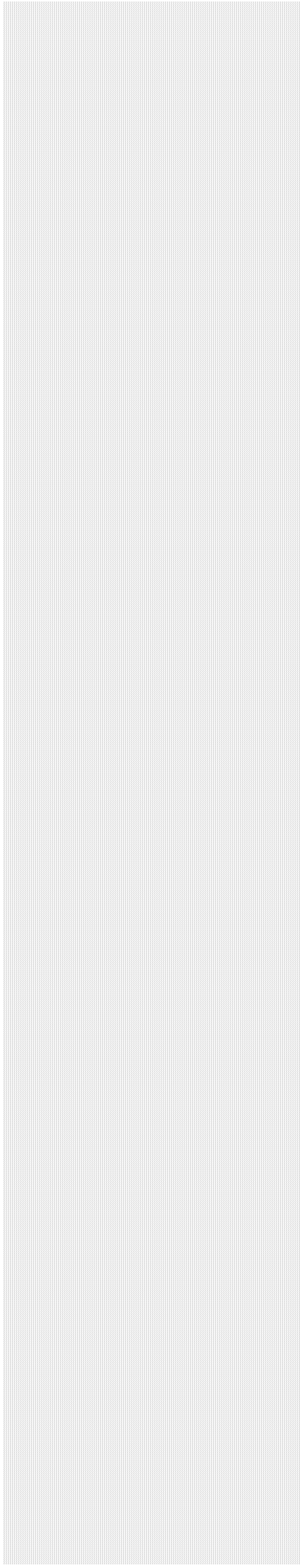
事 項	期 間	限 度 額
行政財産の維持管理に要する経費	契約に定める期間	契約に定める額
事務機器賃借	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
排水設備改造資金に対する利子補給	平成30年度から 平成35年度まで	平成30年度融資資金に 対する利子補給額
排水設備改造資金貸付に係る取扱金融機関に対する損失補償	平成30年度から 平成35年度まで	各金融機関が貸し付けた 額に対して受けた損失額
産業廃棄物処分等委託業務	平成30年度から 平成31年度まで	契約に定める額
下水道管理設敷土地借上料	平成30年度から 平成32年度まで	500千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	187,400	普通貸借又は証券発行	年 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えをすることができる。
資本費平準化	165,800			

三次市農業集落排水事業特別会計



議案第 8 号

平成 3 0 年度三次市農業集落排水事業特別会計予算

平成 3 0 年度三次市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 619,288千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

平成 3 0 年 3 月 2 日提出

三次市長 増 田 和 俊

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1,906
	1 分担金	1,906
2 使用料及び手数料		151,500
	1 使用料	151,500
3 県支出金		9,103
	1 県補助金	9,103
4 財産収入		8
	1 財産運用収入	8
5 繰入金		357,541
	1 他会計繰入金	357,541
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		4,929
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雑入	4,927
8 市債		94,300
	1 市債	94,300
歳 入 合 計		619,288

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		295,120
	1 総務管理費	49,145
	2 施設管理費	245,975
2 公債費		323,868
	1 公債費	323,868
3 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		619,288

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政財産の維持管理に要する経費	契約に定める期間	契約に定める額
排水設備改造資金に対する利子補給	平成30年度から 平成35年度まで	平成30年度融資資金に 対する利子補給額
排水設備改造資金貸付に係る取扱金融機関に対する 損失補償	平成30年度から 平成35年度まで	各金融機関が貸し付けた 額に対して受けた損失額
一般廃棄物処分等委託業務	平成30年度から 平成31年度まで	契約に定める額
農業集落排水管理設敷土地借上料	平成30年度から 平成32年度まで	80千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	4,000	普通貸借又は証券発行	年 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えをすることができる。
資本費平準化	90,300			